［削る］

6　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の免許を申請する場合は、⑤の欄に認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

7　免許状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該処分に係る書類を封入し得るものとする。

8　申請に関する連絡責任者の欄は、個人の場合には記載を要しない。

9　用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第一号の二の二　陸上移動局、携帯局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、簡易無線局及び構内無線局の再免許申請書の様式（第18条関係）

無線局再免許申請書

年　月　日

（何）総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。）　殿

申請者（注１）　住所
氏名　　印
代表者氏名

	収入印紙 ちよう付欄	

無線局（□陸上移動局　□携帯局　□アマチュア局　□簡易無線局　□構内無線局）（局数：　　）（注２）の再免許を受けたいので、無線局免許手続規則第16条の２の規定により下記のとおり申請します。

記

①免許の番号	②識別信号	③免許の年月日	④免許の有効期間満了の期日	⑤希望する免許の有効期間	⑥備考（注３）

⑦無線局事項書及び工事設計書の内容

ア　欠格事由の有無　□有　□無

イ　免許の有効期間中において無線局事項書及び無線設備の工事設計の内容に変更があつた場合には当該変更の許可の申請又は届出を行つており、それ以後本申請までの期間に変更していない。　□

ウ　法第３章に規定する条件に合致する。　□